

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

資料3-3

H29(2017).12.12 厚生労働省通知 第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン 1 (1)	現行計画	関係課	他計画との関わり
① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項			
<p>ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項</p> <p>・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等</p>		地域福祉課	
<p>イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項</p> <p>・ 地域の課題や資源状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策</p>		障害福祉課 こども福祉課 健康生きがい課	<p><高齢> 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 <障害> 障害者福祉基本計画 <子ども・子育て> 子ども・子育て支援事業計画</p>
<p>ウ 制度の狭間課題へ対応在り方</p> <p>・ 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方(ひきこもり、サービス利用拒否等の制度狭間課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会ある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関の連携体制整備等)</p>	39		
<p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する対応できる体制</p> <p>・ 生活困窮者、社会的孤立状態にある又は表出されていない課題も含めて複合化したを有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策(生活困窮者の早期把握と困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村として独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等)</p>	37.38		
<p>オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉展開</p> <p>・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等</p>		地域福祉課 障害福祉課 こども福祉課 健康生きがい課 介護保険課	
<p>カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援在り方</p> <p>・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項</p>		生活支援課 障害福祉課 こども福祉課 健康生きがい課 住宅課	
<p>キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援在り方</p> <p>・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方</p>	37.38		
<p>ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援在り方</p> <p>・ 自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のため地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)</p>	28		

H29(2017).12.12 厚生労働省通知 第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン 1 (1)	現行計画	関係課	他計画との関わり
<p>ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(以下「成年後見制度利用促進法」という。)に規定される市町村計画と一体的なものとするこも考えられる) 	43		
<p>コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方 	28	障害福祉課 こども福祉課 健康生きがい課	<ul style="list-style-type: none"> <高齢> 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 <障害> 障害者福祉基本計画 <児童> こども・子育て支援事業計画
<p>サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者へ社会復帰支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「再犯防止推進法」という。)の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項 		総務課 生活支援課 障害福祉課 健康生きがい課	防犯推進計画
<p>シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれること期待できる地域の拠点の整備(既存施設等の活用も含む) 	20,21		
<p>ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等について関係の整理 		自治振興課 障害福祉課 こども福祉課 健康生きがい課 介護保険課	地域コミュニティ再編計画
<p>セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組 	22,23		
<p>ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制 		地域福祉課 健康生きがい課	
<p>タ 全庁的な体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備 	39.42		